

福祉用具貸与契約書（介護予防）（福祉用具貸与）

利用者_____（以下「甲」という。）と事業所コスモインターアリティ
（以下「乙」という。）とは、福祉用具の貸与に関して次のとおり契約を締結いたします。

（目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに甲を介護する者の負担に軽減を図るため福祉用具を貸与します。
- 2 乙は、福祉用具の貸与にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

- 第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、取り扱う福祉用具の種目等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（福祉用具の選定・交換）

- 第4条 乙は、乙に属する専門相談員（以下「丙」という。）に、福祉用具貸与の提供にあたり、適切な相談又は助言を行います。
- 2 丙は、甲に貸与する福祉用具の選定、又は、変更にあたっては、甲、もしくは甲の後見人（後見人がいない場合には甲の家族）及び甲の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員と相談の上、甲の状況とその意向に配慮して行います。
- 3 甲は、乙に対し、次のいずれかに該当する場合は、納品日を含めて1週間以内に福祉用具の交換を申し出ることができます。
- (1) 貸与された福祉用具の使用勝手が悪い場合
 - (2) 福祉用具が専門相談員の説明と相違する場合
- 4 乙は、前項の申し出があった場合、当該福祉用具を交換いたします。

(福祉用具貸与の内容及びその提供)

第5条 乙は、契約書別紙サービス内容利用書に記載した内容の福祉用具を貸与します。

2 福祉用具の種目、品名を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する福祉用具の種目、品名、機能、使用方法、利用料及び介護保険適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容利用書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

3 乙は、甲の福祉用具貸与の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(利用者の義務)

第6条 甲は、レンタル商品の取扱説明書に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守します。

2 甲は、レンタル商品の仕様変更、加工・改造を行うことはできません。仕様変更、加工・改造された場合には、ご利用者がその原状回復費用等の必要な費用負担をします。

また、仕様変更、加工・改造により、事故が発生した場合には、乙は責任を負いません。

3 甲は、この契約に基づく権利の全部もしくは一部を、第三者に譲渡、又転貸することはできません。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 乙は、甲に対して福祉用具を貸与するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 甲が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

(協力義務)

第8条 甲は、乙が甲のため福祉用具を貸与するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が貸与した福祉用具について甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをいたしません。

(費用)

第10条 乙が貸与する福祉用具の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、貸与する福祉用具のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその福祉用具の種目及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前二項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用を甲に請求することができます。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外において福祉用具の貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に関する費用
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、福祉用具の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

- 第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いを怠ったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、福祉用具の貸与を拒むことはありません。

(秘密保持)

- 第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。又、サービスが終了した後も同様に守秘義務を守ります。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が故意に反復して福祉用具を損壊するなどこの契約の目的を達することができないと判断されるときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第13条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は長期入院等をしたとき。
- 六 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、福祉用具の貸与にあたって、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙の責めによらない理由により事故が発生した場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
- 3 甲が貸与を受けた福祉用具を故意・過失により損壊した場合には、甲はその損害を賠償します。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者 甲 住所

氏名

印

代理人 (選任した場合)

住所

氏名

印

事業所 乙 住所

東京都目黒区八雲2-11-6
Cibeles203号

事業所名
(事業所番号)

コスモインターリアリティー 印
東京都指定【1371213875】

管理者名

牧野 勅親

印